

## TPP協定大筋合意に関する意見書

昨年10月、ジョージア州アトランタにて、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）交渉は大筋で合意し、その後すかさず政府は、総合的なTPP関連政策大綱を決定した。臨時国会も開催されず、国民への十分な説明もなく、国会承認を前提とした平成27年度補正予算が決定され、可決・成立した。

我が国は、貿易立国として現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくために、アジア太平洋地域内において高いレベルの経済連携を推進するとともに、アジア太平洋地域外の主要な貿易パートナーとの間の経済連携も推進し、世界の貿易投資の促進に主導的な役割を果たす必要がある。しかし、経済連携を進めるにあたっては、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に甚大な影響を及ぼす可能性もあることから、どのような影響が生じるか、慎重にも慎重を期して交渉にあたる必要がある。

そのため、2013年4月、衆参農林水産委員会は、政府に対し、農産物重要5項目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとするなどを決議した。しかし、合意内容によれば、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農産物重要5項目においても、関税撤廃をしたことがない586品目のうち174品目で関税が撤廃される結果となった。また、交渉により収集した情報について、国民への十分な情報提供を行うことを決議し、国会においても再三情報の公開を求めてきたにも関わらず、交渉過程において、協議に関する情報は全く公開されなかった。このように、国民への説明、情報公開もないままに、農産物重要5項目を含む各品目で大幅な関税の削減・撤廃がなされたことは、上記決議に違反する可能性が極めて高くなる。

また、日本が最重視すべき自動車分野においては、早々に米国との二国間協議に応じ、乗用車で発効後15年目からの関税撤廃となるなど、日本が確保すべき利益が確保されたとは評価できない。

よって国においては、大筋合意の交渉経過やTPP協定案について、早期に全面的な情報公開を行うとともに、国内農林水産業、関連産業及び地域経済など、幅広い観点からその影響を精査し、幅広く、徹底した国民的議論を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 6月15日

留 萌 市 議 会

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
経済再生担当大臣	石原 伸晃 様

外務大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	麻生	太郎	様
農林水産大臣	森山	裕	様
経済産業大臣	林	幹雄	様
内閣官房長官	菅	義偉	様